

平成 29 年松阪市告示第 168 号

(改正 令和 3 年松阪市告示第 128 号)

(改正 令和 4 年松阪市告示第 295-2 号)

(改正 令和 5 年松阪市告示第 96 号)

(改正 令和 6 年松阪市告示第 81 号)

(改正 令和 6 年松阪市告示第 308 号)

(改正 令和 7 年松阪市告示第 102 号)

松阪市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 29 年松阪市規則第 168 号）第 3 条に規定する市長が別に定める機関を第 1 に、松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）別表第 6 その 5 及びその 6 に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 6 その 5 及びその 6 に規定する法第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 3 に定める。

平成 29 年 3 月 31 日

松阪市長 竹上 真人

第1 法第30条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 法第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
- 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能評価制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2 法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合し

た等級の評価を受けたものに限る。)

(3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分の評価しない場合に限る。）又は複合建築物の住戸部分（共用部分の評価しない場合に限る。） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第10条第1項1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

附 則（平成29年松阪市告示第168号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に交付を受けた次の各号に掲げる適合証は、当該各号に掲げる適合証とみなす。

(1) 平成28年松阪市告示第47号第2の1(1)に規定する適合証 この告示の第2の1(1)に規定する適合証

(2) 平成28年松阪市告示第47号第2の2(1)に規定する適合証 この告示の第2の2(2)に規定する適合証

(3) 平成28年松阪市告示第47号第3の1(1)に規定する適合証 この告示の第3の1(1)に規定する適合証

(4) 平成28年松阪市告示第47号第3の2(1)に規定する適合証 この告示の第3の2(2)に規定する適合証

（平成28年松阪市告示第47号の廃止）

3 平成28年松阪市告示第47号は、廃止する。

附 則（令和2年松阪市告示第61-3号）

（施行期日）

1 この告示は、松阪市手数料条例の一部を改正する条例（令和2年条例第9号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前に、この告示による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定第1の2(2)の期間が発行した適合証は、令和2年9月30日までの間は、なお効力を有する。

附 則（令和3年松阪市告示第128号）
この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年松阪市告示第295-2号）
この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年松阪市告示第96号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6松阪市告示第81号）
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6松阪市告示第308号）
この告示は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7松阪市告示第102号）
この告示は、令和7年4月1日から施行する。